

指名停止措置の概要

1 指名停止措置

業者名 : 株式会社涸沼建設工業(法人番号6050001002885)
住所 : 茨城県東茨城郡茨城町上石崎3948

2 指名停止措置期間 : 令和3年8月4日 から 令和3年8月17日 まで (2週間)

3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)

4 事実概要 : 有資格業者である上記法人は、茨城県発注の緑地等整備工事において、令和元年11月12日、誘導員を配置せずに重機の作業半径内で作業員に作業を行わせるなど、安全管理措置の不適切により、作業員1名が死亡する工事関係者事故を発生させたことによる労働安全衛生法違反により水戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄) 付表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内